

政策目標 1 2

文化による心豊かな社会の実現

【概要】

優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。

【主管課（課長名）】

文化庁長官官房政策課（平林 正吉）

【評価】

施策目標 12-2「文化財の保存及び活用の充実」については、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用の充実を図るため、保存が必要な文化財の把握及び重要な文化財の指定等の実施、文化財の種別や特性に応じた保存・継承、文化財の適切な保存に配慮した積極的な公開・活用等に取り組んだ。

具体的には、文化財の指定・選定等の件数が順調に進捗するとともに、平成 25 年度において指定解除された件数は 0 件であり、おおむね順調に保存・継承がなされている。さらに、文化財の実物の公開・活用はもちろんのこと、多様な文化遺産をインターネット上で公開する文化遺産オンラインへの訪問回数についても、想定した以上に順調に増加しており、多くの人々が文化財に親しむ機会の充実が図られた。

一方、施策目標 12-3「日本文化の発信及び国際文化交流の推進」については、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国との相互理解の推進を図るため、芸術文化振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進した。

具体的には、我が国の芸術家や芸術団体による海外公演・ワークショップや、海外の芸術家・芸術団体と我が国の芸術家・芸術団体との共同制作公演・意見交換等によりネットワーク構築等を行う取組が、おおむね順調に進捗している。さらに、海外の文化遺産保護の拠点となる機関と連携し、保存修復等を通じた人材養成を実施する取組についても、想定以上に順調に進捗している。

以上のことから、『文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）』において、重点的に取り組むべき事項として掲げられている「文化財の保存及び活用の充実」に向けた取組及び「文化発信・国際文化交流の充実」に向けた取組は想定通りに達成された。

【設定されている施策目標】

施策目標 1 2-1 芸術文化の振興（モニタリング）

施策目標 1 2-2 文化財の保存および活用の充実

施策目標 1 2-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標 1 2-4 文化芸術振興のための基盤の充実（モニタリング）